

◎避難所開設訓練

南街・桜が丘地域防災協議会 本部

11月13日東大和市立第二中学校において、東大和市防災安全課主催による「避難所開設訓練」が実施されました。これは大規模災害時に、市職員・学校職員・市民の皆様が連携して、避難所開設・運営を行う為、その手順や作業を体験しようというものです。

当防災協議会スタッフ3名及び所属自治会の9名などにより、従来当防災協議会の総合防災訓練第一部でも行っている学校点検から、訓練に参加致しました。

(学校点検 9:00～9:30)

震災時一時避難所として、二中が安全に使用できるかを点検。
校舎の外回りのみ。

(避難所開設 9:30～11:00)

避難所の開設状況の確認。

★二中の学校点検

(1)正面玄関に集合。防災協議会本部長及び防災安全課様による概略説明。



(2)安全チェック

以下の3グループに分かれ、校内の安全チェック

- ①体育館外チェック班
- ②校舎外周チェック班
- ③校庭内チェック班



①体育館外チェック班
西館の非常階段



①体育館外チェック班
2小との通用扉

(3)チェック結果報告



★二中の避難所開設

(1)体育館準備



(2)総合受付

①総合受付



②避難者カード記入



③避難者受付



(3)ゾーニング(Cゾーン、他にDゾーン・Eゾーンなど)



南街・桜が丘地域防災協議会の皆様へ

避難所開設訓練のご案内

平素、市の防災行政に関しまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、市では、大規模災害時に市職員と学校職員、市民の皆様が連携して避難所開設、運営を行うため、災害に備え、避難所の開設の手順や開設作業を体験することができる「避難所開設訓練」を実施いたします。

つきましては、ご多用の折とは存じますが、南街・桜が丘地域防災協議会の皆様にもぜひ訓練にご参加いただけますようお願いいたします。

1 実施日時

令和5年11月13日（月）9時00分から11時00分まで

※北門前に集合してください。

2 実施場所

市立第二中学校（南街3丁目60番地4）

※ 徒歩でお越しください。（自動車でのお越しはご遠慮ください。）

3 皆様に参加していただく予定の訓練内容

避難所開設体験（見学のみも可能）

4 参加方法

お手数ですが、南街・桜が丘地域防災協議会で参加者をまとめていただき、

11月6日（月）までに電話等で参加人数のご回答をお願いします。

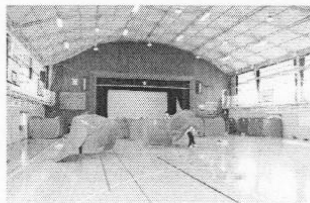
5 その他

(1) 見学のみ参加も大歓迎です。

(2) 訓練に参加される方は、活動しやすい服装、運動靴を着用し、軍手や水筒などを持参してください。

(3) 訓練実施中は、適宜、水分補給を行い体調管理に努めてくださいますようお願いいたします。

（ご参考）避難所体験訓練の様子



体育館内でのパーティションの設置



体育館入口での受付を設置

【お問合せ先】

東大和市総務部防災安全課 電話 042-563-2111（内線 1352）

FAX 042-563-5931

裏面もあります

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造) 〈中高層・ラーメン構造^(注1)〉

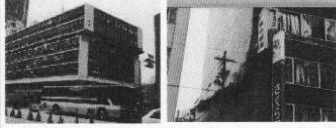
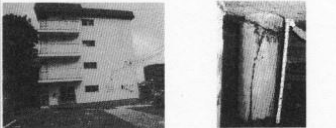

外部調査

【災害時調査シート】 《第__回目チェック》 作成日時：平成__年__月__日__時__分

第1次

外部から一見して危険かどうかの調査

(1) 外部から一見して危険と判断される

| | 調査項目 | 被害例 | はい : ○ いいえ : × | ○の場合の対処 応急対応等 |
|--------|--|--|-------------------|------------------|
| 構造体の傾き | 1 避難建物全体、又は一部が崩壊している。 もしくは、1層、又は2層以上の階層がつぶれている。 |  | | 危険なため 建物の使用不可 |
| | 2 避難建物の基礎が、崩壊している。 又は、上部構造と基礎がずれている。 |  | | 危険なため 建物の使用不可 |
| | 3 避難建物全体、又は一部が傾斜しているのがわかるわかる。 |  | | 危険なため 建物の使用不可 |
| その他 | 4 隣接崖地や地盤等が崩れ、 避難建物を破壊している。 | | | 危険なため 建物の使用不可 |
| | 5 隣接建築物が崩れ落ち、 避難建物を破壊している。 | | | 危険なため 建物の使用不可 |
| | 6 隣接建築物から器物(窓枠や外壁、 看板、屋外機器等)が落下して 避難建物を破壊(崩壊)している。 | | | 危険なため 建物の使用不可 |
| 備考欄 | | | | |

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合(全て「いいえ：×」)は、
第2次 余震による危険性の調査へ移行する。

施設名称：

記入者：(所属) _____ 氏名： _____

連絡先： _____

(注1) ラーメン構造とは、柱と梁が一体化した構造のこと。

以上